

平成 30 年産以降の米の需給均衡化と需要に応じた生産の円滑な推進等に関する提言

我が国の稲作及び水田農業は、主食である米の安定供給など食料安全保障をはじめ、国土・環境の保全などの多面的機能を発揮しており、国民の経済・社会の安定と発展に大きく寄与しております。

しかしながら「米政策改革」の下で、平成 30 年産からは、生産数量目標の行政による配分や米の直接支払交付金は廃止され、今後は農業再生協議会が中心となり、需要に応じた米生産等に取り組むこととなります。しかしながら、豊作や過剰作付等による過剰生産などにより中長期的に米の需給均衡化が図られるのか不安を抱えております。このため、官民一体となった需給調整の仕組みや販売価格と生産コストの差を補填する「直接支払制度」の再構築なども求められております。

つきましては当面、平成 30 年産以降も需給均衡や需要に応じた米生産の円滑な推進、水田フル活用による食料自給率の向上などに向け、農業再生協議会等が中心となり地域が一体となって取り組めるよう下記事項を提言いたします。

記

I. 平成 30 年産以降の米の需給均衡化と需要に応じた生産など

1. 国は、食糧法に定める「米穀の需給と価格の安定」の責務を果すため、「米穀の基本指針」における平成 30 年産米生産目標(仮)の設定を踏まえ、需給均衡化を図るための生産調整の円滑な推進等に努めること。
 - (1). 国は、都道府県・地域農業再生協議会が「基本指針」に沿って設定する「生産の目安」(仮)やその達成に対し、必要な助言及び指導を行うこと。
 - (2). 「廃止される米の直接支払交付金に代替するものとして効果的かつ恒久的な対策」として、米の需給改善と農家の所得確保など、需要に応じた米生産の円滑な推進に対する支援策を講ずるとともに必要な予算を確保すること。
 - (3). 「収入減少影響緩和対策」の交付については、需要に応じた米生産に取り組む生産者を対象範囲とするなど、過剰作付け農家に対するモラルハザード防止の措置を講ずること。
2. 国は、生産・集荷団体等による「全国協議会(仮称)」の設立を支援し、平成 30 年産以降の全国的な需給均衡化や需要に応じた米生産等が円滑に推進できるよう体制を整備すること。

3. 米の過剰作付けや豊作による過剰生産等が予測されるため、官民一体となった需給調整の仕組み等を検討し、需要に応じた米生産の推進に不都合が生じない仕組みを構築すること。

II. 水田活用の直接支払交付金の予算確保と交付対象農地の見直しなど

1. 水田活用の直接支払交付金については、食料自給率向上に向けた長期安定的な運用に資するため、法制化などの恒久化を図るとともに、麦・大豆など戦略作物の再生産可能な価格水準を維持すること。
2. 産地交付金については、特色ある地域農業を支援するための制度としての位置づけを明確化させ、「戦略作物助成」とは別枠で十分な予算を確保すること。
とくに、平成 29 年度の産地交付金（2 割部分）については、補正予算等により必要な金額を満額確保し、地域の取組みに支障をきたさないようにすること。
3. 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田で畑地化転換や汎用化を希望する農地に対して、水田農家の経済的負担の軽減を図ること。
 - (1). 平成 30 年度概算要求で示された、「畑地化転換の支援措置」（単年度：10 万 5,000 円/10 ㍓）については、産地交付金とは別枠化し、必要とする予算額を確保すること。
 - (2). 水田の畑地化転換等を希望する農地に対して、土地改良事業負担金や経常賦課決済金の減免などの措置を検討すること。

III. 米・水田農業の持続性の確保、担い手農家の経営安定など

1. 米価暴落時において担い手農家の経営安定と地域経済の維持を図るため、主食用米の生産費を補償する直接的な補填制度を検討すること。

以 上

2017(平成 29)年 11 月 日

北海道農民連盟
委員長 西原 正行